

平成 20 年第 2 回大台町議会定例会会議録（第 1 号）

1 . 招集の年月日

平成 20 年 6 月 17 日（火）

2 . 招集の場所

大台町議会議場

3 . 開 会

6 月 17 日（火）

4 . 応招議員

1 番 稲 葉 信 彦 君	2 番 上 岡 國 彦 君
3 番 堀 江 洋 子 君	4 番 中 谷 隆 司 君
5 番 小 野 恵 司 君	6 番 直 江 修 市 君
7 番 前 川 怜 君	8 番 中 西 康 雄 君
9 番 山 本 勝 征 君	10 番 大 西 慶 治 君
11 番 濱 井 初 男 君	12 番 前 田 正 勝 君
13 番 中 谷 治 之 君	14 番 廣 田 幸 照 君
15 番 森 本 泰 典 君	16 番 松 原 隆 之 助 君

5 . 不応招議員

な し

6 . 出席議員数

16 名

7 . 欠席議員

な し

8 . 地方自治法第 121 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町長	尾上 武義 君	副町長	余谷 道義 君
教育長	谷口 忠夫 君	総務課長兼財政調整課長	高西 立八 君
企画課長	東 久生 君	会計管理者	大瀬 恭信 君
住民課長	尾田 秀樹 君	福祉課長	鈴木 恒 君
税務課長	鈴木 好喜 君	建設課長	磯田 諄二 君
産業課長	寺添 幸男 君	生活環境課長	野呂 泰道 君

総合支所長 戸川 昌二 君 教育課長 上野 拓治 君

報徳病院事務長 尾上 薫 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中田 久壽陽君

同書記 北村 安子 君

10. 会議録署名議員の氏名

11 番 濱 井 初 男 君 12 番 前 田 正 勝 君

11. 町長提出の議案の題目

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（大台町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度大台町一般会計補正予算（第 14 号））

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（大台町税条例の一部を改正する条例）

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（大台町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度大台町一般会計補正予算（第 1 号））

報告第 1 号 平成 19 年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議案第 36 号 平成 19 年度 林道施設災害復旧事業 平成 19 年災 林道春日谷線災害復旧工事（1 号箇所・2 号箇所）請負契約の変更について

議案第 37 号 大台町過疎地域自立促進計画（後期計画）の一部変更について

議案第 38 号 大台町監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第 39 号 大台町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 40 号 大台町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 41 号 多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合規約の変更に関する協議について

議案第 42 号 平成 20 年度大台町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 43 号 平成 20 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 44 号 平成 20 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

12. 議員提出の議案の題目

発議第 1 号 大台町議会議員の定数を定める条例の制定について

発議第 2 号 大台町議会委員会条例の一部を改正する条例について

13. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 産業建設常任委員会委員長報告の件（調査事件）

日程第 5 大台町議会議員定数調査特別委員会委員長報告の件（調査事件）

日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（大台町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度大台町一般会計補正予算（第 14 号））

日程第 8 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））

日程第 9 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（大台町税条例の一部を改正する条例）

日程第 10 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（大台町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 11 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度大台町一般会計補正予算（第 1 号））

日程第 12 報告第 1 号 平成 19 年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 13 議案第 36 号 平成 19 年度 林道施設災害復旧事業 平成 19 年災 林道春日谷線災害復旧工事（1号箇所・2号箇所）請負契約の変更について

日程第 14 議案第 37 号 大台町過疎地域自立促進計画（後期計画）の一部変更について

日程第 15 議案第 38 号 大台町監査委員条例の一部を改正する条例について

日程第 16 議案第 39 号 大台町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 17 議案第 40 号 大台町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 18 議案第 41 号 多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合規約の変更に関する協議について

日程第 19 議案第 42 号 平成 20 年度大台町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 20 議案第 43 号 平成 20 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 21 議案第 44 号 平成 20 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 22 発議第 1 号 大台町議会議員の定数を定める条例の制定について

日程第 23 号 一般質問

- ・ 中 谷 治 之 議 員
- ・ 山 本 勝 征 議 員
- ・ 大 西 慶 治 議 員
- ・ 小 野 恵 司 議 員

（第 1 号の追加 1）

日程第 1 発議第 2 号 大台町議会委員会条例の一部を改正する条例について

（午前 9 時 00 分）

開会の宣言

議長（中西 康雄君）

皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまから、平成 20 年第 2 回大台町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

説明のための出席者

議長（中西 康雄君）

地方自治法第 121 条の規定により、出席された方々の職、氏名は、尾上町長、余谷副町長、谷口教育長、大瀬会計管理者、上野教育課長、尾田住民課長、高西総務課長、鈴木税務課長、尾上病院事務長、鈴木福祉課長、東企画課長、磯田建設課長、野呂生活環境課長、戸川総合支所長、寺添産業課長、以上です。

議事日程の報告

議長（中西 康雄君）

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

日程については、去る 6 月 9 日に開催された議会運営委員会で協議された会議の進め方について、事務局長から説明させます。

事務局長。

議会事務局長（中田 久壽陽君）

おはようございます。

平成 20 年第 2 回定例会の進め方について、ご説明申し上げます。

お手元に配布の審議の予定表をご覧ください。

会期につきましては、本日 17 日から 20 日までの 4 日間とさせていただきます。

次に、審議の予定でございますが、本日このあと会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告に続きまして、産業建設常任委員長、大台町議会議員定数調査特別委員長から所管事務調査について、委員長報告をいただきます。

次に、承認第 2 号から承認第 7 号につきまして、提案説明から採決までお願いいたします。

次に、報告第 1 号の提案説明から質疑までをお願いいたします。

次に、議案第 36 号から議案第 44 号につきまして、提案説明をいただきます。

次に、発議 1 号の提案説明から採決までをお願いいたします。

また、追加議案が提出されましたら、その提案説明から採決までをお願いいたします。

最後に、一般質問を行っていただきますが、今定例会には 9 名の方から一般質問の通告をいただいておりますので、本日は 4 名の方から一般質問を行っていただき、散会の予定でございます。

6 月 18 日は、本会議を再開し、5 名の方から一般質問を行っていただきます。

6 月 19 日は、議案等調査のため休会とさせていただきます。

6 月 20 日は、本会議を再開し、議会運営委員会、それから各常任委員会、県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の継続調査の議決をいただきます。

次に、議案 36 号から議案第 44 号につきまして、質疑から採決までをお願いいたします。

また、追加議案が提出される予定でありますので、その提案説明から採決をお願いいたします。

以上で閉会の予定ですが、それぞれの日程において、議事の進行上、会議が午後 5 時を過ぎると認められる場合は、事前に時間延長手続きを取りながら、進めてまいりたいと思います。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会議録署名議員の指名

議長（中西 康雄君）

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって

11 番 濱 井 初 男 議員

12 番 前 田 正 勝 議員

を指名します。

会期の決定

議長（中西 康雄君）日程第2「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの4日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの4日間に決定しました。

諸般の報告

議長（中西 康雄君）日程第3「諸般の報告」を行います。

3月5日 「宮川福祉施設組合議会」が大台町役場で開催され、堀江議員と前田議員が出席いたしました。

3月7日 「平成19年度議長杯ゲートボール大会」が健康ふれあい会館グラウンドで開催され、私が出席しました。

3月27日 「多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合議会定例会」が大台町役場で開催され、中学校組合議員の堀江議員、中谷隆司議員、小野議員、前川議員、前田議員、中谷治之議員、森本議員、松原議員が出席しました。

4月10日 「大台町茶業組合総代会」がグリーンプラザおおだいで開催され、大西産業建設常任委員長と私が出席しました。

4月13日 「手をつなぐ親の会総会」が大台町地域福祉センターで開催され、私が出席しました。

4月20日 「一般国道42号熊野尾鷲道路」尾鷲南インターから三木里インター開通式が尾鷲市で開催され、私が出席しました。同日、「南三重の活性化に向けて近畿自動車道紀勢線の全線早期整備を求める会」が同市で行われ、私が出席しました。

4月21日 県町村議会議長会理事会、並びに県施策にかかわる意見交換会が津市で開催され、私が出席しました。

5月28日 「平成20年第1回紀勢地区広域消防組合議会臨時会」が開催され、松原総務教育民生常任委員長と私が出席しました。

以上の会議等の資料につきましては、事務局で保管をしておりますので、ご覧ください。

また、監査委員より、2月分から4月分の例月出納検査結果報告が提出されております。

お手元にその写しを配布いたしましたので、ご覧ください。

議長（中西 康雄君）これで、「諸般の報告」を終わります。

産業建設常任委員会委員長報告の件

議長（中西 康雄君）

日程第4 「産業建設常任委員会委員長報告の件」を議題とします。

本件について、お手元に配布のとおり委員会調査報告書が提出されておりますので、事務局長から朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（中田 久壽陽君）朗読

議長（中西 康雄君）

次に、委員長報告を求めます。

大西委員長。

産業建設常任委員長（大西 慶治君）

産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

ただいま、事務局長から報告がありましたように、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査であります。災害復旧状況調査について、去る5月12日、午前9時より委員会を開催し、担当課より平成16年度災害以降、町が発注した災害復旧事業概要について説明を受けた後、現地調査を行いました。年度別の災害復旧状況については、次のとおりであります。

まず、16年災害の公共土木施設災害復旧事業では、道路災害22件、橋梁災害8件、河川災害53件で、合計83件、20億5,261万8,050円であります。また、林道施設災害復旧事業では、40路線、15億4,183万5,000円あります。農地農業用施設災害復旧事業では、農地災害30件、農業用施設災害15施設で1億7,382万8,000円あります。16年災害合計で37億6,828万1,050円となっております。

次に、17年災害の公共土木施設災害復旧では道路災害1件、河川災害10件、計11件、5,216万3,000円、林道施設災害復旧事業では4路線で2,685万4,000円、合計7,901万7,000円となっております。

次に、18年災害の公共土木施設災害復旧事業では道路災害1件、河川災害2件の合計3件で、2,083万9,000円、道路施設災害復旧事業では3路線で1,307万1,000円あります。合計で3,391万円となっております。

次に、平成19年災害の公共土木施設災害復旧事業では、橋梁災害1件、河川災害5件の計6件で1,475万3,000円、林道施設災害復旧事業では4路線で8,489万9,000円、合計9,965万2,000円となっております。

今回は、このうちで平成16年災害普通河川五十田川河川災害復旧工事、これは栗谷地内、16年災害林道大杉谷線道路災害復旧工事（大井地内）、16年災害・平成19年災害 林道春日谷線災害復旧工事（大井地内）、平成16年災害普通河川池の谷線災害復旧工事（桧原）地内の4箇所について、現地調査の実施を行いました。すでに繰越明許を行いました平成19年災害の林道春日谷線の復旧工事を除き、すべて計画どおり工期内に完了しており、関係各位のご努力に敬意を表すものであります。

今後も利用者の安全・安心に配慮し、引き続き適正な維持管理に務める事を希望し、委員長報告いたします。以上。

議長（中西 康雄君）

ただいまの委員長報告について、質疑があればお受けします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終わります。

大台町議会議員定数調査特別委員会委員長報告の件

議長(中西 康雄君)

日程第5 「大台町議会議員定数調査特別委員会委員長報告の件」を議題とします。

本件について、お手元に配布のとおり委員会調査報告書が提出されておりますので、事務局長から朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(中田 久壽陽君)朗読

議長(中西 康雄君)

次に、委員長報告を求めます。

大西委員長。

産業建設常任委員長(大西 慶治君)

それでは、大台町議会議員の定数調査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

ただいま、事務局長から報告がありましたように、昨年6月の第2回定例議会において、大台町議会議員の定数調査特別委員会が設置されました。これまで4回の委員会通じて、現在の議員定数16人が適正であるのかどうか、調査を行いました。

まず、委員会では県内 15 町の議員定数、議員報酬、一般会計に占める議会経費の割合等、調査検討を行った後、議員定数に対する町民の意見、現在の議員定数に対する意見交換等、調査を行いました。

まず、議員報酬、月額 17 万 7,000 円、並びに平成 18 年度一般会計歳出決算に占める議会経費の割合が 0.85% で、ともに県下で最も低い状態である。さらに議会経費に対する交付税措置が 94.4%、その多くが交付税措置をされており、一般会計からの負担が 387 万円である。合併前の両町の議員定数 26 名から比較しても、すでに 10 名の削減となっており、さらに地方自治法における法定定数 22 人からみても 6 名の定数減となっている。また議会議員定数の削減は民意が反映されないのではないかと。また町民の意見として現在の議員定数が多い、あるいは現状のままで良いというような意見、また定数削減は 3 人、あるいは 4 人以上必要であるなど、さまざまな意見が出されました。このことについて、慎重かつ熱心に議論を交わしてきました。

以上の経過を踏まえ、県内 15 町、特に近隣市町での議員定数の削減状況、町民の議員定数に対する考え方、委員会での意見、また現在当町が進めている行財政改革推進のための集中改革プランの取り組みなど、総合的に判断し議員定数を削減する時期であると考え、現在の議員定数 16 人から 14 人に 2 人削減することで、委員会としてまとめを行いました。

最後に、議員は住民の意思を反映させる機関でありますから、議員定数の削減により、民意が反映されないなどの弊害を招かないように、我々議員一人ひとりが真剣に議員活動に取り組んでいくことが求められます。

以上、委員長報告といたします。

議長（中西 康雄君）

ただいまの委員長報告について、質疑があればお受けします。

質疑ありませんか。

直江議員。

6 番（直江 修市君）

委員長から報告がございましたが、ここに記述されております現在町が進めている行財政改革推進

からですね、定数 14 人とすることで委員会としてのまとめをいたしましたという記述でありますけれども、私はこの記述につきまして、事実関係と比較しまして問題であるというふうに思うんです。

と言いますのは、口頭で説明がなされました。いろいろ委員からですね意見が出ました。委員会としては委員会において所定の手続きを踏んで定数を 14 にするという案が提案をされまして、それに対して討論を行って、で表決に付してですね、賛成者が 9 人、反対者の中には反対の意見は同様ではありませんでしたけれども、反対ということで 6 人の方が反対された。こういうのがですね、委員会での事実経過なんですね。

ですから、現在町が進めている云々というのは、これは 14 人削減するという案が出された方の意見なんですね。いわゆる提案理由なんです。そういうことで委員会としてはですね、まとめを行ったわけではないので、正確にやはり報告をすべきだと思うんですね。

事前にですね、こういう委員会報告を行うということ伺っておって、またこういった文書を見せていただければ、私はそのとき意見を申し上げたんですけども、これは我々に対してですね、事前に照会されておりません。本会議、今日ですね初めて見せていただきました。ですから、この場で委員長に対する質問という形で発言せざるを得ないということを理解してほしいんですけども、やはりこのまとめをですね、委員会の事実経過に反することで、内容であると思いますので、委員長に答弁求めたいと思います。

議長（中西 康雄君）

大西委員長。

産業建設常任委員長（大西 慶治君）

直江議員さんからの質問であります。確かに委員会におきましては、もう削減そのものに反対であるという意見もございました。また削減には賛成であるけれども 2 人では不十分であるというような意見も伺いました。その中で委員会として最終的に採決をして、挙手多数ということで過半数を占めているということで、これを私は委員会の総意というふうにまとめさせていただいたわけでございます。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかに、質疑ありませんか。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

今、直江議員からその質問もあったんですが、委員長の答弁を聞いておりまして、ただ直江議員が言われたことを繰り返すだけの答えだったと思います。私も求めたいのはですね、4回目の委員会
のときに今日でまとめて下さいということで、採決を求められました。私は反対の立場から理由も述べ
ましたし、それぞれの委員も討論をされておりました。そういうことをきちんとこの調査の結果の
中に入れていただけないと、私はこれが委員会としてのまとめにはなってないと思います。

さきほども直江議員が言われましたように、こうやって正式に目の当たりにこの別紙を見たのは私
も初めてでございまして、エッと思ったわけですがけれども、委員長がさきほど答弁されたように思わ
れるのであれば、この調査の結果報告というのはもう一度きちんとした形で作り直していただく
という考えは、委員長にはないのかお伺いをいたしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

委員長。

産業建設常任委員長（大西 慶治君）

堀江さんのご意見を伺いました。確かにさきほども答弁させていただきましたように、削減に反対、
または削減には賛成であるけどという、さきほどの答弁でありますけれども、このことにつきまして

は、この今の私が読み上げさせてもらいました定数削減は3人、あるいは4人以上が必要であるというふうな意見、また削減そのものに反対であるということも、この文面の中に入れて、そして最後に採決を取らせていただきまして、多数ということで決定をさせていただいたわけでございます。

それを総合的に判断して報告とさせていただきます。以上です。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

私が伺いたいのはですね、そういったことのまとめをきちんこの調査結果報告に載せる、載せ直す、もう一度きちんここへ結果として報告をしていただく考えはないのかと、その口頭じゃなくってということを伺いたいわけです。こういった記述内容について、私は疑問があるので、再度答弁を求めます。

議長（中西 康雄君）

大西委員長。

産業建設常任委員長（大西 慶治君）

この記述につきましては、きちんとあと議事録にも残るわけでございます。そういったことで私はそういった反対の方々、また反対ではあるけれども、賛成であるけれども2人では駄目だというふうな意見ももり込んで、ここにまとめさせていただいたと、そのように思っております。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

この調査結果そのものではですね、委員会における委員の少数意見というものが全然反映されていません。やっぱり問題やと思うんですね。普通の委員会もですね、常任委員会で決算等の審査をしても、反対討論があったということ、で票決の結果賛成多数で可決されたとかですね、そういう委員長報告が今までもなされておったわけなんで、とりわけこの定数問題につきましては、明確に賛成、反対の考え方の議員さんがおるわけで、そこのところをきちっと書かないと、この現在町が進めているからですね、議員定数を削減する時期であると考え、これは一方的な、その賛成者の意見なわけですね。一方、反対意見としてはということで、案に対して票決したということをしてですね、きちっと書いてもらわんと、全く委員会では反対意見なしにですね、まとめがなされたように理解されても仕方のない文書やと私は思います。

議長（中西 康雄君）

大西委員長。

産業建設常任委員長（大西 慶治君）

ただいまのご意見でございますけども、実は委員会で4回目の委員会を質疑の段階で、削減には賛成だが、2人では不十分だと3人、または4人というふうなご意見も伺いました。そのときに委員会におきまして、それは質疑ですか、動議ですかということをお伺いしました。それが動議にならなかったわけです。で、そのことについて委員会として議題としなかったということで、そういう意見をこの調査報告の中に折り込まさせていただきました。そういうことでさまざまな意見が出され、熱心に議論をさせていただきましたことは事実でございます、そういったことも踏まえて、この委員会の

まとめをさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これをもって、委員長報告に対する質疑を終わります。

承認第2号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

日程第6 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

承認第2号 大台町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年3月26日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

が公布され、非常勤消防団員等に係る補償基礎額のうち、配偶者以外の扶養親族にかかる加算額を「200円」から「217円」に引き上げこととされたため、当該政令を基準とする本町補償条例を、これにあわせて改正するものでございます。

なお、当該政令は4月1日から施行されることになっているため、4月1日以降に係る事項等があった場合には、改正後の条例に基づく事務を速やかに行えるよう専決処分により条例改正を行ったものでございます。

ご承認賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

承認第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

承認第3号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

日程第7 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

承認第3号 平成19年度大台町一般会計補正予算（第14号）の専決処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入の額の確定によるものが主で、歳入歳出それぞれ1億3,353万6,000円を増額し、総額67億3,142万9,000円とし、第2表では予算の繰り越しを、第3表では地方債の補正を専決させていただきました。

なお、第2表繰越明許費につきましては、後ほど担当課長よりご説明申し上げます。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第2款から第5款及び第7款につきましては、8ページから9ページでございます。交付額が確定いたしましたので、それぞれ次のとおり増額いたしました。自動車重量譲与税630万8,000円、地方道路譲与税14万3,000円、利子割交付金222万8,000円、配当割交付金420万4,000円、株式等譲渡所得割交付金347万2,000円、自動車取得税交付金372万3,000円でございます。

第9款地方交付税、10ページにつきましても特別交付税の額が確定いたしましたので、1億1,270万5,000円を増額いたしました。これにより普通交付税は27億3,535万円、特別交付税は4億6,021万6,000円となり、地方交付税総額では31億9,556万6,000円でございます。

第10款交通安全対策特別交付金25万2,000円を増額につきましても、交付額の確定によるもので

あります。

第 20 款町債、11 ページにつきましては、一般公共事業債 40 万円と、合併特例事業債 10 万円を追加充当いたしました。一般公共事業債につきましては、交付税 80% 充当の調整分が追加で導入されたものでございます。

次に、歳出につきまして各款別にその主なものをご説明申し上げます。

第 2 款総務費、12 ページにつきましては、財産管理費で財政調整基金積立金 1 億 3,353 万 1,000 円を増額しました。なお財政調整基金現在高につきましては、平成 19 年度末で 9 億 9,626 万 3,000 円となる予算でございます。

第 4 款衛生費につきましては火葬処理件数の増により、火葬場管理責任者報酬 4 万円を増額し、不要となった火葬場周辺除草作業等委託料を 4 万円減額いたしました。

第 7 款土木費、第 9 款教育費、小学校費及び中学校費は、起債充当に伴う財源の振り替えでございます。

社会教育費では通勤手当 5,000 円を増額いたしました。

以上の専決処分につきまして、よろろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中西 康雄君）

企画課長。

企画課長（東 久生君）

4 ページ、第 2 表繰越明許費、2 款総務費、1 項総務管理費の町政要覧作成につきまして、ご説明を申し上げます。

町政要覧は、大台町の自然風土、行政、生産活動など、身近な生活の一部を紹介し、町内外の方々に大台町をご理解いただくために発刊する大切なものでございます。そういった目的から平成 19 年度当初予算で町政要覧作成業務委託料 472 万 5,000 円を予算化させていただき、12 月定例議会の補正予算（第 9 号）で自主制作をしたいとの職員の熱意を受け、予算科目の印刷製本費に組み替えをさせていただいたところでございますが、この度、町政要覧作成につきまして事業費総額 472 万 5,000 円を

繰越明許させていただく結果となってしまいました。本来ならば当然年度内に処理しなければならぬ大切な事業でございますが、3月31日までに町として満足のいく要覧を完成させることができませんでしたので、遺憾ながら20年度へ繰越明許させていただきました。このような結果となり、誠に申し訳なくお詫びのしようもございませんが、このうえは皆様に納得いただける町政要覧を作成すべく、企画課挙げて今一度精査検討に取り組む所存でございますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。誠に申し訳ございません。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

歳入10ページの特別地方交付税1億1,270万5,000円の確定でありますけれども、この確定要因について説明を求めたいと思います。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

特別交付税の額でございますけれども、今、特別交付税につきましては特に合併後につきまして、手厚い補助金ということで手厚くなっております。合併後2年ということで、約1億5,000万円が交付

されております。この特別交付税の合併の分でございますけども、これは3年間でございまして、今年度平成20年度におきまして、この額につきましては20年度で終わりということで、今後はもらえないと、3年間のものとなっております。これが主な要因でございます。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

承認第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

承認第4号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

日程第8 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（鈴木 恒君）

福祉課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。承認第4号 平成19年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分につきまして、提案の理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ508万7,000円を減額し、予算総額10億612万3,000円とするものです。

歳入ですが、7款繰入金の基金繰入金の基金を取り崩す必要がなくなりましたので、508万7,000円を減額をいたしました。

また、歳出では1款総務費の介護認定審査費で、介護認定時の医師の意見書料の見込み不足による不足が生じたので、2万7,000円を組み替えるものとして、2款介護給付費において、各給付費の歳出不要額を不用額508万7,000円を減額したものであります。

よろしくご審議賜り、ご承認いただくようお願い申し上げます。以上です。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

減額補正ということなんですけども、この補正を専決処分することについて、ちょっと理解

しにくいんですけども、一般会計のほうの専決は国のほうの交付金等々が確定してきたという、明確な理由があります。歳出のほうはもう財源更正等々の処置ですわね、不用額について処理するあれではない。こちらのほうはこの給付が入ったという、それでよろしいんですけども、この予算の処理として事業年度の3月31日をもってそれまでの議会で補正の審査が受けられなかったということの理由なんだと思うんですけども、私はこういうケースの場合、もうこれ決算で普通処理するんじゃないかと思うんですけども、3月31日にこうやって5月31日の出納閉鎖までの間に、扱わんならんとというようなことになってきたら、これはもう決算処理になっていくんじゃないかと思うんですけども、それを専決で処理したというところが、ちょっと理解しにくいんで、もうちょっと説明願いたいんですけども。

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

福祉課長（鈴木 恒君）

本来ですね、ここの重きにつきましては、医師の意見書料の見込み不足という2万7,000円の組み替えという部分であったんですが、その今の法的部分については、私もちょっと熟知しておりませんで、大変粗雑な説明になるかわかりませんが、基金そのものにつきましては、取り崩すという部分ではなく、基金というものの私の感覚からいくと、性質からいくと取り崩す必要がなければ、取り崩す必要がないんだという思いの中で、専決をさせていただいたようなことですので、ご了解を賜りたいなというふうに思います。

以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

承認第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

承認第5号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

日程第9 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（鈴木 好喜君）

承認第5号「大台町税条例の一部を改正する条例」の専決処分につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成20年度の地方税法等の一部を改正する法律は、4月30日に衆議院で可決成立し、同日に公布されたことから専決処分とさせていただいたものでございます。

今回の主な改正としましては、市町村民税では個人町民税における寄附金税制について、控除対象寄附金の拡大等、及び地方公共団体に対する寄付金税制の見直し、公益法人関係の法人の均等割を非課税、また最低税率を適用すること。

上場株式等にかかる譲渡所得等及び配当所得にかかる軽減税率、並びに上場株式等にかかる譲渡損益の損益通算について、平成21年度から公的年金から特別徴収制度で徴収すること。

住宅借入金特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、やむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとした。

医療控除額の控除の対象となる医療費の範囲に、特定健康診査の結果が認められる基準に該当する者が受けた特定保健指導の対価を追加するなどございます。

また、固定資産税では償却資産の評価額を理論帳簿価格が上回る場合に、理論帳簿価格の償却資産の価格とする制度を廃止するものでございます。平成22年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅について、1月31日までに申告書の提出がなされた場合には、固定資産税から新築後5年度間はその2分の1を減額する。平成20年1月1日以前から存在する住宅において、同年4月1日から平成22年3月31日までの間に、外壁、窓などを通じての熱の損失の防止の改修工事が行われたものについて、改修工事終了後、三月以内に申請書の提出がなされた場合には、翌年度の固定資産税からその3分の1を減額するなどございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6 番（直江 修市君）

専決処分されました地方税法につきましては、その参議院で審議中にもかかわらず、衆議院から参議院へ送付して、60 日を経過したということから、みなし否決ということで、今、税務課長説明ございましたように 4 月の 30 日にですね、衆議院で再議決をしたといういわくつきの法律でありまして、この憲政史上例を見ない状態のもとで可決され、施行されようとしておるんですけれども、この中身も大変いろいろ問題があるということなんです。

そういうことを本来は、国会の場でしっかりやってもらって、その内容をもっと国民に明らかにして決めていくということ、やっぱりやっていくのがですね、いわゆる憲法に基づく国会のありようやと思うんですけども、そういう状況であったということでもありますので、地方はそれを受けて実務を粛々とやっていかならんということになるんですけれども、遺憾な経緯のもとにですね、再議決されて、しかも専決で処理されて適用ということでありまして、問題だと私は思います。

そんな中で、1 つ聞くんですけども、住民税につきましても特別徴収、いわゆるもう年金から天引きということがされるということですね。これは 09 年の 10 月からということのようなんですけれども、その自治体で天引きするためには、システムの整備が求められておるといことなんですけれども、その内容について伺いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

税務課長。

税務課長（鈴木 好喜君）

失礼します。特別徴収につきましては、議員ご指摘のとおり来年度の 10 月からというふうなことになります。現在、今年の 10 月に向けてのシステムはでき上がっており、これは国保の関係なんですけれども、それと同じようなことが、また来年起こるといふふうなことになります。

ですから、最終的にそのシステムの改修等にかかる見積等徴収しまして、本年度中にその改修の準

備をしなきゃならないというのは、当然発生するかと思いますので、またその時期につきまして、まだご審議を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

承認第5号に反対の立場から討論を行います。

反対理由の第1は、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等の損益通算の仕組みを設けたということでございまして、今回の改正においても損益通算の上限というのは設けられておらず、金融資産を持つ富裕層に対する優遇を広げる改正内容となっているからです。

また、反対理由の第2点目は、65歳以上の年金受給者から住民税を特別徴収する、天引きするという制度を導入する内容となっているからです。すでに年金から所得税、介護保険料、国保税、後期高齢者医療保険料が天引きをされ、加えて住民税まで天引きをすることで、年金受給者の生活に大きな影響を与えるものと私は考えます。

また、年金は憲法25条が保障している最低限度の生活を営む糧であり、住民税の特別徴収制度導入というのは、年金のあるべき姿からの逸脱であり、本来あるべき申告納税制度の原則にも反する条例

改正となっておりますので、承認第5号に反対をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に原案に賛成の発言を許可します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから承認第5号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

承認第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定しました。

承認第6号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

日程第10 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（鈴木 好喜君）

承認第6号 大台町国民健康保険税の一部を改正する条例の専決処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

健康保険法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律等による改正に伴い、町における国民健康保険税に後期高齢者医療制度の創設の整備を行うものです。また、この制度が創設されることによって歳入歳出を推計し、それぞれに基づいて国民健康保険税率の改正を行うものです。改正の概要としましては、国民健康保険税に後期高齢者医療制度の創設に伴い、1番としましては、賦課額に後期高齢者支援金等賦課額を追加するとともに、その算定額基準額等を定めるために改正するものでございます。

2番目は、課税賦課限度額の変更、医療事務の56万円を47万円改めて、支援分を12万円を追加するものでございます。

特定世帯にかかる減額措置を定めること、これは国民健康保険から後期高齢者の被保険者へ移行された世帯の平等割を5年間半額に減額するものでございます。

平成18年度及び19年度の課税特例の削除を行います。これは平成17年度の地方税改正により、年金の所得控除額が14万円から12万円に高齢者控除の廃止に伴う激変緩和措置として、平成18年度は所得から15万円を、平成19年度は7万円を減額して、所得割の算出の軽減の判定を行っていましたが、それを廃止します。

また、国民健康保険税の税率の改正については、合併に伴う不均一税率を廃止し税額を統一する改正を行うものでございます。改正する税率は医療分としましては所得割4.2%、資産割27%、均等割1万9,000円、平等割1万7,400円、後期支援分としましては所得割1.1%、資産割8%、均等割5,600円、平等割4,100円、介護分としましては所得割0.85%、資産割5.4%、均等割5,400円、平等割3,800円でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

国保税の短期証のことでお伺いをしたいわけなんですけれども、税率ということで現在でも国保税を滞納していると、その短期証と、それから資格証明書を発行するという、こういった制度が現在も制度化されているわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、この2008年の4月1日から国民年金の保険料を滞納した人に対しても、この市町村が国保のその短期証を発行する仕組みが導入できたということで、これは国民年金法と国民健康保険法を改悪して実施されるものであるというふうに聞いているんですけれども、これは市町村が国民年金保険料滞納者の納付事務をするということを、そういう申し入れを社会保険庁の長官にすると、その申し出をした市町村の判断で国民年金保険料の滞納者に対して、国保の短期証を発行することができるという内容になっているんですが、このことは議会にそういうふうにしますということが、議会に提案されるものでもないので、お伺いをするものなのですが、こういった国民年金の納付の受託機関になるかどうかというのは、あくまでもその市町村の裁量であるということになってますので、納付事務を行いますという、そういった申し出を町がすべきではないと私は考えるわけですが、町長の考えについてまずお伺いをしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

住民課長。

住民課長（尾田 秀樹君）

今、堀江議員さんから国民年金の徴収事務をというようなご質問でございますけれども、現在町に

おいてはそのような手続きは取っておりません。またこれから先そのような手続きが取らざるを得ない場合も出てくると思うんですけれども、今のところそういう動きにはなっておりません。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

ほかに、堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

今現在はそういった申し出をしてないということで、一安心をしたわけなんですけれども、さきほども言ったように、自分とこの町が申し出をしなければ、そういった事務をしなくてもいいと、もしその住民の方がですね、自分が国保税を納めているのに、突然短期証を発行しますときたら、何のことも、そんならどういうことですかというふうに役場に聞きに行けば、あなたは年金ちゃんと納めてないからですよというふうなことになっていくわけですよ。

このことに関しては、いろんな自治体の関係者、職員の方からもそれぞれの全国的な自治体からも何という、このやり方がひどいやないかというような声も上がっておりますので、今後もですね私は申し出をしないようにということを強く求めておきたいと思います。その点、再度町長の考えを伺いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

現在、国がそういうふう徴収をしているというふうなことでございますので、そういうような対応でしばらくはいくんじゃないかなというふうに思います。

また、その以前の問題として保険税納めておっても年金保険納めておらんだら、短期証というふうな形になっていくということ自体がですね、もう制度的に少し私はおかしいんじゃないかなというふうに思っております。そういうようなことが現実にもた出てくればですね、いろいろ声も上げていかなあかんのかなというふうに思いますので、そういう感覚であります。よろしく申し上げます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

直江議員。

6番（直江 修市君）

反対の理由を述べます。

国民健康保険税につきましては、合併協議におきまして大台と宮川において差があるということから、不均一課税で推移をしてきて、21年に均一課税にするという合併協議できておりました。ところが後期高齢者制度が導入されたことによって、この国保税の中で支援分をですね、徴収せんならんという動きの中と、あわせてこれは国保老人の方が国保を離脱するとかいうようないろんな要因から、保険税をそれなりに上げんならんという中で、今回均一課税という形で定められることになったんですけども、そもそもその宮川地区におきましては年間ですけどね1万9,800円であって、2万2,000

円の大台地区にあわせられるということで、ここの第一段階で税の増ということにされておまして、加えて今度の支援分が入ったことによりまして、均等割としましては医療分の均等割としましては下がっておりますけども、これ後期高齢者支援分を足して私は考えるのが妥当だということから計算しますと、宮川地区ではですね、均等割が4,200円、平等割で1,500円、介護分で均等割が400円、平等割が600円というような形ですね、国保税が引き上げられるということでもあります。

宮川地区におきましては水道料金もですね、大台町に揃えるというようなことで引き上げがされました。介護もそうです。国保もそうですということですね、非常にその痛みを求められてずっときております。今回の条例改正につきましてもこういう内容でありますので、私はそもそもこの後期高齢者制度そのものが、参議院で廃止法案が可決するというような動きの中、また自民党の長老もですね反対しておる。瀬戸内寂聴さんなんかも、これお年寄りいじめというようなことですね、全国的にも大変反対の声の大きい制度を導入するという前提のもとで、国保税をさらに引き上げるというような措置でありますので、トリプル的にですね、住民にとりましては悪政というふうに判断しますので反対をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に原案に賛成の発言を許可します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから承認第6号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

承認第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は10時15分といたします。

（午前 10時 5分）

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 15分）

承認第6号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

日程第11 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

承認第7号 平成20年度大台町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、三瀬谷地区統合保育所建設工事に伴う入札業務につきまして、価格だけではなく、価格以外の技術的な要素を考慮し、品質の良い建物を構築すべき手段として、総合評価方式を試行的に採用することといたしました。

このことにより、職員で対応できない発注事務を適切に実施するため、第3款民生費、児童福祉総務費で総合評価方式発注支援業務委託料71万8,000円を計上いたしました。その財源として財政調整基金繰入金を充当しております。

以上、歳入歳出それぞれ71万8,000円を増額し、総額75億3,071万8,000円となりました。

なお、工期等の関係から、入札事務を5月中に実施いたしますことから、専決処分とさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

統合保育所建設につきましては、当初予算で所要の額がですね計上されたんですけども、その時点におきまして、いわゆる契約方法をどうするかということは、当然考えられておったというふうに思うんですけども、ここで専決でですね、総合評価方式を採用する。そのためにこれはおそらく県の技術センターへ業務委託をするんだというふうに思うんですけども、という流れになってきておることにつきまして、まず1つ伺いたいというふうに思います。

それから、その町はもうお金がないという予算内容であります。この業務委託料につきましても財政調整基金を取り崩すということでありまして、そこまでしてですね、この総合評価方式を採用せんな

らのかという疑問がございますので、この点につきましても説明を求めたいと思います。

それから、今日付けの中日新聞に県会議員の日本共産党の萩原良吉県議がですね、県技術センターは随意契約が多過ぎるということで、問題ないんかということをおのほうへ問うております。そのことがかなり大きく一般新聞で紹介をされておりました。町としましてもこの総合評価方式を採用する際は、すべて県技センターと随意契約、業務委託ということなんですが、これ当然随意契ですわね、という形で1件やって、これ2件目です。ということなんですけども、県技術センターとの随契ですわね、マスコミにも紹介されておりますけれども、こういう時期に結んでいいのかということにつきましても、問いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

失礼します。まず、当初入札の執行の方法でございますけども、当初予算のときにそれはどう考えていたかということでございますけども、まず、町といたしましては入札につきましては、競争入札において考えております。その中で当初予算編成時におきましては、まだこの総合評価ということは、そのときにはまだ考えてなかったのが事実でございます。

ただ、工事設計ができ上がり、いろいろ検討した中でやはりさきほども申し上げまじょうに、良いもの、品質の良いものをどうしてもつくりたい。地元の愛される施設にしたいという思いから、いろいろ検討重ねた中で、この総合評価方式がいいのではないかとということで、まず決定させていただきました。

2点目の業務委託はそこまでしてやらなければならないかとございまして、この総合評価につきましては大変いい制度でございますけども、事務についてはかなりの煩雑がございます。聞き取りのヒアリングとかいろいろございます。議員おっしゃられたように、昨年1件久保井戸橋で施工させていただきましたけども、これは土木でございます。土木についてもまだまだ勉強してかな、執行側のほうが勉強していかなければと思っております。まして今回につきましては建築ということで、

始めてでございますので、財政厳しいときではございますけども、今回補正をさせていただきました。

3点目の随契の契約でございます。今回ご指摘のとおり技術センターのほうと随契をさせていただいたわけでございますけども、これにつきましては今この総合評価方式につきまして、支援していただけるのは国土交通省の認定を受けております県技術センターだけでございますので、これにつきましてはここでしか契約できないということで、今のところ技術センターだけとなっております。

また、随契の数は把握してはございませんけども、どうしても随契のほうが適切であるという判断をしたときには、当町のほうにおいても随契をさせていただいておりますけども、一般的には競争入札というのを主に置いてやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第7号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

承認第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、承認第7号は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第 1 号の上程～質疑

議長（中西 康雄君）

日程第 12 報告第 1 号「平成 19 年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

報告第 1 号「平成 19 年度大台町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、平成 19 年度大台町一般会計補正予算第 13 号及び第 14 号により、ご承認賜りました繰越明許費の繰越額や、その財源内訳等の確定の報告でございます。

1 枚めくっていただきますようお願いいたします。

第 2 款総務費の町政要覧作成作業につきましては、472 万 5,000 円を繰り越しいたしました。その財源といたしましては繰越金である一般財源 472 万 5,000 円でございます。

第 4 款衛生費では、2 件の事業を繰り越しいたしました。1 つは生活排水路調査設計業務委託で 1,837 万 5,000 円を繰り越しいたしました。その財源といたしましては、合併特例事業債 1,740 万円と、繰越金である一般会計 97 万 5,000 円でございます。

もう 1 つは、桧原谷川砂防工事に伴う排水管布設替え工事 545 万円を繰り越しいたしました。その財源といたしましては、県工事に伴う補償金 545 万円でございます。

第 5 款農林水産業費の県営治山付帯工事につきましては、250 万円を繰り越しいたしました。その財源といたしましては繰越金である一般財源 250 万円でございます。

第 7 款土木費への中央道路整備交付金事業岩井橋耐震補強事業につきましては、1,091 万円を繰り

越しいたしました。その財源といたしましては、地方道路整備事業交付金 599 万 5,000 円、合併特例事業債 460 万円、そして繰越金である一般財源 31 万 5,000 円でございます。

もう一つは、江原橋耐震補強事業で 2,487 万円を繰り越しいたしました。その財源といたしましては、地方道路整備事業交付金 1,366 万 2,000 円、合併特例事業債 1,060 万円、そして繰越金である一般財源 60 万 8,000 円でございます。

第 9 款教育費の三瀬谷小学校屋内運動場、及びプール改築事業につきまして、1,000 万円を繰り越しいたしました。その財源といたしましては合併特例事業債 920 万円と、繰越金である一般財源 80 万円でございます。

最後に 10 款災害復旧費の 2 件の事業を繰り越しいたしました。林業用施設災害復旧事業で 6,208 万円を繰り越しいたしました。その財源といたしましては平成 19 年災害林業用施設災害復旧費国庫補助金 2,750 万 5,000 円と、現年発生補助災害復旧事業債 40 万円、受益者分担金 8 万 2,000 円、そして繰越金である一般財源、3,409 万 3,000 円でございます。

同じく災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては 557 万円を繰り越しいたしました。その財源といたしましては平成 19 年度災害公共土木施設災害復旧費国庫負担金 278 万 7,000 円、現年発生補助災害復旧費事業債 130 万円、そして繰越金である一般財源 148 万 3,000 円でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（中西 康雄君）

日程第 13 議案第 36 号「平成 19 年度 林道施設災害復旧事業 平成 19 年災 林道春日谷線 災害復旧費工事（1号箇所・2号箇所）請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（磯田 諄二君）

それでは、議案第 36 号 平成 19 年度 林道施設災害復旧事業 平成 19 年災 林道春日谷線 災害復旧費工事（1号箇所・2号箇所）の請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、平成 19 年 11 月 8 日、指名競争入札に付し、平成 19 年 11 月 14 日に議決をいただきました。林道施設災害復旧事業 林道春日谷線災害復旧工事につきまして、工事内容に変更が生じたため、変更契約の議決をお願いするものでございます。

本工事は、大井地内にて工事を進めておりましたが、降雨のたびに土砂が流入堆積し、この土砂約 2,900・の撤去にかかる工事費 465 万 450 円の増額変更をお願いするものでございます。

なお、本事業は平成 19 年度繰越事業で、完成は平成 20 年 7 月 30 日を予定しております。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第 37 号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第 14 議案第 37 号「大台町過疎地域自立促進計画後期計画の一部変更について」を議題とし

ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画課長。

企画課長（東 久生君）

議案第 37 号 大台町過疎地域自立促進計画後期計画の変更につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

大台町過疎地域自立促進計画後期計画につきましては、平成 18 年 6 月に策定し、計画に基づき各種事業展開をしているところでございますが、まちづくりの中で変更が必要となった事業や、新たに必要となった事業が発生いたしましたことから、総合計画との整合性を図りながら、変更させていただくものでございます。

変更の内容につきましては、1 ページから変更前と変更後を対照表としてまとめました。1 ページから 6 ページまでは各区分ごとに事業を総合計画の実施計画と整合性を図り、事業内容の変更、追加をさせていただくものでございます。

7 ページからは事業内容の変更、追加した事業の年度別計画を参考資料として添付させていただいております。

なお、本計画の変更により、追加した事業の実施にかかる費用の一部は、財政支援のあります過疎対策事業債の適用を受けられることとなります。この計画の変更につきましては 2 割以上の変更がありますと、あらかじめ三重県との協議が必要となり、去る 4 月 1 日に協議が整ってございます。

今回、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 6 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第 38 号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第 15 議案第 38 号「大台町監査委員条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

議案第 38 号 大台町監査委員条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律、通称財政健全化法と言われるものですが、この法律が平成 19 年 6 月 22 日に公布され、平成 21 年 4 月 1 日に施行することとなりましたが、この法律のうち決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率に関する部分については、政令に施行が委任されておりました。その政令が平成 19 年 12 月 28 日に公布され、本年 4 月 1 日をその施行期日と定められたことから、平成 19 年度分の決算審査から適用を受けることになり、審査を行う監査委員の審査根拠として、監査委員条例を財政健全化法にあわせる改正でございます。ご承認賜りますようお願いいたします。

なお、改正後の当該条例第 7 条をよりわかやすくするため、号立ての規定形式として提出しておりますので、あわせてご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第 39 号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第 16 議案第 39 号「大台町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（尾田 秀樹君）

議案第 39 号 大台町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、県の条例改正に伴うもので、第 1 条第 2 条の条文中、「心身障害者」を「障がい者」に変更、これは第 2 条第 1 項に、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者 1 級の者を追加したことによるものでございます。第 7 号中の「入院時食事療養費」につきましては、生活上当然必要であるということで削除、また第 2 条第 1 項の追加を受け、第 5 条第 1 項に精神障害者における通院以外の医療に関する対象医療費に相当する額を追加、標準負担額助成第 7 条を削除し、以下の条文を各 1 条ずつ繰り上げるものでございます。

なお、附則において、施行期日は平成 20 年 9 月 1 日からの施行となっています。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議案第 40 号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第 17 議案第 40 号「大台町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（尾田 秀樹君）

議案第 40 号 大台町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

大台町後期高齢者医療に関する条例において、保険料の徴収にかかる延滞金の割合の特例についての定義を附則において追加するものでございます。

特例の内容につきましては、納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間について、年 7.3%の割合としていますが、当分の間、各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおいて、日本銀行法の規定による商業手形の基準割引率年 4 %を加算した割合を特例基準割合とし、その割合が年 7.3%にならない場合は、当該特例基準割合を適用するものです。

なお、この条例は公布の日から施行となっております。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議案第 41 号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第 18 議案第 41 号「多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合規約の変更に関する協議について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

議案第 41 号 多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の変更に関する協議は、組合立協和中学校解散後の事務の承継団体の指定を行うものです。

改正の内容は、組合規約の第 11 条の次に、第 12 条として、組合の解散に伴う事務の承継は、それ

ぞれ大台町及び大紀町が行うものとする。ただし、地方自治法施行令第5条第3項に規定する監査委員の審査及び議会の認定並びに同条第4項に規定する知事への報告及び住民への公表については、大台町及び大紀町において行うものとする。

この条文を加えるものでございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第42号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第19 議案第42号「平成20年度大台町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

議案第42号 平成20年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては人事異動に伴う増減が主で、歳入歳出それぞれ243万4,000円を増額し、総額75億3,315万2,000円となりました。

第2表では地方債の補正を提案させていただいております。

まず、歳出からその主なものについて説明を申し上げます。

人件費につきましては、それぞれの目での説明は省略させていただき、ここでまとめてご説明を申し上げます。人件費総額1,836万5,000円を減額いたしました。内訳につきましては、職員給料997万5,000円を減額し、職員手当では扶養手当34万3,000円、期末勤勉手当443万8,000円を減額する

一方、住居手当 41 万 3,000 円、通勤手当 55 万 6,000 円、時間外手当 58 万円、管理職手当 8,000 円、児童手当 13 万 9,000 円、特殊勤務手当 12 万円を増額いたしました。共済費では職員共済組合負担金 401 万 2,000 円、退職手当組合負担金 164 万 5,000 円、互助会負担金 5 万 2,000 円を減額いたしました。

人件費が大きく減額しておりますのは、職員の特別会計の人事異動と、職員 1 名の逝去によるものが主な要因でございます。

それでは款別にご説明申し上げます。

第 2 款総務費、一般管理費、10 ページではふるさと納税寄附金に対応するため、金融機関取扱手数料 1,000 円を計上いたしました。またグリーンプラザおおい費では、空調設備の修繕費として 132 万 9,000 円を増額いたしました。

3 款民生費の児童福祉総務費 14 ページでは、保健所の指導により混合水洗に切り換える修繕費など、15 万 2,000 円を増額いたしました。

子育て支援費では、学童保育に対する保険制度ができたことによりまして、その利用者傷害保険料 4 万 5,000 円を計上いたしました。

また、どんぐりっこ学童保育の空調設備費購入のための費用として、備品購入費 60 万円を計上いたしました。

この財源として放課後児童対策児童事業費補助金 58 万 6,000 円を充当しております。

4 款衛生費の環境衛生費と簡易水道整備費 16 ページでは、それぞれの生活排水処理事業特別会計繰出金 219 万 3,000 円と簡易水道特別会計繰出金 596 万 2,000 円を増額いたしました。これは人事異動に伴うそれぞれの特別会計の人件費の増に対するものでございます。

第 5 款農林水産業費の農業振興費 17 ページでは、野生日本猿被害対策調査人賃金 43 万 2,000 円、有害鳥獣捕獲委託料 130 万円、獣害対策用備品購入 92 万 3,000 円を減額し、この 4 月に設立された大台町獣害対策協議会負担金 95 万 5,000 円に振り替えて計上いたしました。この金額の差は国からこの協議会に 200 万円の補助金が入ることと、別に本田木屋地区に防護柵 1,000m を設置する町負担 30 万円の事業を行うことによるものでございます。

また、松阪地区青年農業士が 1 名追加になったことにより、その会費 6,000 円を増額いたしました。

林業振興費、19 ページでは地域性苗木の取り組みを進めるために、林業研究グループ活動支援事業補助金として 5 万円を増額いたしました。これには全額県補助金を充当しています。

また、林道費の林道中木屋線補修工事 130 万円を計上しております。山村振興費ではコミュニティ助成事業が採択されたことによりまして、その 270 万円を財源として苗代 51 万 3,000 円、テント等備

品購入費 223 万円を計上いたしました。また宮川山荘特殊建築物定期報告書作成委託料 15 万 8,000 円も計上いたしております。

6 款商工費の観光費、20 ページでは熊野古道下三瀬地区三瀬の渡しへの整備工事 202 万 7,000 円を計上いたしました。魅力ある観光地づくり支援事業補助金と、ふるさと水と土保全基金繰入金を充当しています。また公園整備管理委託料 17 万 5,000 円も計上いたしました。

7 款土木費の道路新設改良費、22 ページでは神瀬宮ノ裏線踏切道について、JR との交渉が前倒しで進捗したことによりまして、町道宮ノ線踏切道新設測量設計委託料 250 万円の増額と、その電気設備設計委託料 200 万円を計上いたしました。合併特例債 400 万円を充当しています。

町道新設改良費では、19 年度から繰越明許分があることから、江原橋耐震補強工事 1,480 万円を減額し、新春日谷橋耐震補強工事 500 万円と大滝橋ほか耐震設計業務委託 980 万円を増額いたしました。

9 款教育費の小学校、学校管理費、24 ページでは樹木剪定作業委託料として 50 万 4,000 円を計上いたしました。また日進小学校建物吹き付け部分のアスベスト追加調査に 3 万円を計上いたしました。

教育振興費では、特別支援学級児童活動補助金として、5 人分の 5 万円を計上いたしました。中学校費、学校管理費 26 ページでは、校内除草作業委託料 6 万円を計上いたしました。保健体育総務費 27 ページでは、長ヶ地区プール排水管防水修理に伴う補助金 6 万 8,000 円を計上いたしました。

海洋センター管理費では海洋センター入口ゲートの塗装と、ボートコース距離表示板設置にかかる修繕費用として 80 万円を増額いたしました。また日進小学校と同様アスベスト追加調査業務委託料 3 万円を計上いたしました。

次に、これらの補正財源についてご説明を申し上げます。

戻っていただきまして、7 ページをお願いいたします。

14 款県支出金の民生費県補助金では、放課後児童クラブ活動事業費補助金 55 万 9,000 円を減額し、放課後児童対策事業費補助金 114 万 5,000 円を新しく計上いたしました。これはどんぐりっこ学童保育に対して国補対象事業所になったことにより、今まで県 2 分の 1 の補助金であったものが、国 3 分の 1、県 3 分の 1 の補助率となりました。その結果、今回補正している学童保育備品 60 万円を加えた事業費の 3 分の 2 が補正金額となりました。

農林水産業県補助金の林業研究グループ活動支援事業費補助金 5 万円を増額し、そのまま町補助金として歳出に計上してございます。

第 16 款寄附金のふるさと納税寄附金として 1,000 円を計上いたしました。

17 款繰入金、8 ページでは財政調整基金繰入金 692 万 9,000 円を減額いたしました。補正後の財政調整基金残高は予算ベースで 5 億 5,282 万 5,000 円となります。またふるさと水と土保全基金繰入金

101万3,000円を増額いたしました。これは熊野古道下三瀬地内整備工事に充当しております。

19款諸収入の雑入では、コミュニティ助成金270万円を計上いたしました。これは山村振興推進費に充当してございます。

20款町債では、合併特例事業債400万円を増額いたしました。これは道路新設改良費に充当しております。

以上、提案理由とさせていただきます。審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第43号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第20 議案第43号「平成20年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境室長（野呂 泰道君）

議案第43号 平成20年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げます。

6ページ、1款総務費の一般管理費では、職員の異動に伴い給料、職員手当、共済費合わせて596万2,000円の増額でございます。

次に、歳入につきましては、一般会計からの繰入金596万2,000円を増額いたしました。

歳入歳出それぞれ596万2,000円を増額し、予算総額3億9,781万6,000円とさせていただきます補正

予算でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第 44 号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第 21 議案第 44 号「平成 20 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

議案第 44 号 平成 20 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げます。

6 ページ、1 款総務費の浄化槽整備事業一般管理費では、共済費負担率見直しに伴い、共済費 4 万 6,000 円を増額し、下水道整備事業一般管理費では職員の異動に伴い給料、職員手当、共済費で 214 万 7,000 円を増額いたしました。合わせて 219 万 3,000 円の増でございます。

次に、歳入につきましては、一般会計からの繰入金 219 万 3,000 円を増額いたしました。

歳入歳出それぞれ 219 万 3,000 円を増額し、予算総額 2 億 2,366 万 3,000 円とさせていただきます。補正予算でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

発議第 1 号の上程

議長（中西 康雄君）

日程第 22 発議第 1 号「大台町議会議員の定数を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大西慶治議員。

10 番（大西 慶治君）

発議第 1 号 大台町議会議員の定数を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

現行の大台町議会議員の定数につきましては、合併時の特例措置によりまして、両町村の協議により大台町及び宮川村の廃置分合に伴う議員定数（平成 17 年大台町告示第 4 号・宮川村告示第 38 号）を定められておりますが、さきにご報告申し上げました大台町議会議員の定数調査特別委員会の委員長報告のとおり、議員定数を現在の 16 人から 14 人に削減することに伴いまして、新たに本条例を制定させていただくものでございます。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

大台町議会議員の定数を定める条例の制定につきまして、反対の討論をいたします。

まず、反対理由の第1は、現行定数が適正と考えるからです。平成11年7月制定の地方分権一括法により、地方自治法の議員定数の定め方が改正をされ、平成15年1月1日から施行されています。地方議会の議員定数の定め方については、法定定数制度が廃止をされ、人口区分ごとに法律で定める上限数の範囲内で条例をこれを定めることとする条例定数制度が導入されました。人口1万人以上2万未満の法定数26人が上限数22人とされました。上限数については減数条例の制定状況において、減員比率が町村では28.5%という実績を勘案したということで、法定数より減少されました。

さらに、大台町と宮川村の法定合併協議会におきまして、上限数を6人下回る16人が新町の議員数とされました。現行の議員数は議会も意見を言い、合併協議会で協議もされたことから、住民の皆さんの声が反映されており適正と考ます。

反対理由の第2は、議会経費は適正規模であり、これ以上の削減は必要ないと考えるからです。大台町は面積が362.94K㎡、その90%以上が山林を占め、県内の町では最大の規模を有しています。その町の議会の経費が委員会でいただいた資料によれば、平成18年度決算では県内15の町のうちで、一般会計歳出決算に占める議会費の割合が0.85%と最も低くなっており、また議員報酬につきましても最低であります。

反対理由の第3は、団体自治と住民自治の双方を実現することが地方自治の本旨と説かれていますが、このことを阻むこととなると考えるからです。今日の我が国の地方制度では、議会と首長はともに住民意思に基づきながら、それぞれ独立して自主的に権限を行使し、この両者の相互の牽制と均衡、チェックアンドバランスを通じて、地方政治を運営していくという仕組みになっています。

この中で、議会は地方自治体の議事機関として予算、条例など地方自治体の重要施策を決定するとともに、首長その他の執行機関の施策の実行を監視、批判するという機能を持たされています。このように議会は重要な役割を担っているからこそ、第2次地方町村議会活性化研究会の平成18年4月の最終報告「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策、あるべき議会像を求めて」が、議員

定数について、議員定数削減を是とする風潮は議会制民主主義を危うくし、現行の常任委員会制度を中核とする議会運営を困難にするものであり、議会の存在意義を身をもって示すことにより、この流れを阻止するよう努力する。議会としての存立に議員が最低何人必要か、また人口に応じた適正規模はどうかといった点について明確な理論的根拠はない。その中での果てしない定数削減圧力は期するところ議会無用論、議会制民主主義否定にもつながる恐れがある。これ以上の削減は極力食い止めるよう努力する必要があるとしています。

ある本に、地方自治は民主主義の小学校である。すべての国民が日常生活する身近な問題を通して、政治が本当に自分たちのものとなっているかどうかを判断する際の最も適当な舞台が地方自治であり、主権者としての国民が自らの暮らしと政治を結びつけて政治的自覚を成長させることのできる分野と、このように書かれております。

議会は文字どおりその舞台です。住民が参画しにくくなることはすべきではないと考えます。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

上岡議員。

2番（上岡 國彦君）

私は大台町議会の議員の定数を16から14に2名削減する条例案に賛成の立場で討論いたします。

地方分権の推進に伴い、議会の今後の役割も飛躍的に増大し、チェック機能など重要性も増していることは必至であります。この条例は大台町議会議員の定数を16人から14人に削減し、次の一般選挙から施行しようとするものであります。地方自治法が平成17年8月に改正になり、議員定数の見直しを実施され、平成15年1月から施行されております。本町の場合は人口1万人以上2万人未満の町村に該当いたしますので、改正された法定定数は22人です。

法定定数22人に対し、現在の条例定数16人の議員定数を14名とする削減案であります。旧宮川と旧大台町との合併という事情の中で、合併協議会において、6対10の割合で両町村で告示され、議員定数を16人としましたが、合併後もますます財政難は深刻さを増しています。

本町の議会費（議員報酬を含む）は、三重県の町の中では最低水準であり、町の一般会計への負担率も 0.85%と、これも県内最低であります。職員に退職勧奨までして財政負担の軽減を図っている中、近隣市町の定数削減の状況からも、多くの町民の声、民意も削減は当然との声も多くあります。

また、同じ多気郡内の多気町も 14 名、明和町に至っては人口が大台町の倍以上で法定定数 26 名ですが、条例で 14 名まで削減しています。面積がいかに広く、議員活動に多くのエネルギーが必要ではありますが、最小の経費で最大の効果を上げるといった少数精鋭主義で臨むべきであることを住民が求めていることも、また事実であります。

住民が住民の代表として選ぶ議員が減ると、その分だけ多様な民意を行政に反映する幅が狭まり、地方自治の本旨に逆行するとの意見もありますが、議員自らが大台町の行政への効率化、能率化に沿った改革を断行すべきときであります。

以上の観点から私は今回の定数を 16 名から 14 名、2 名を削減する条例案に賛成するものであります。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから発議第 1 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

議長（中西 康雄君）

ここで暫時休憩します。

（午前 10時 57分）

（追加議案書等の配布）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 59分）

日程の追加について

議長（中西 康雄君）

ただいま前田正勝議員から、発議第2号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることと決定しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、追加日程第1 発議第2号「大台町議会委員会条例の一部を改正する条例に

ついて」をさきに審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、追加日程第1発議第2号「大台町議会委員会条例の一部を改正する条例について」をさきに審議することと決定されました。

発議第2号の上程～採決

議長(中西 康雄君)

追加日程第1 発議第2号「大台町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長(中田 久壽陽君)朗読

議長(中西 康雄君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

前田正勝議員。

12番(前田 正勝君)

発議第2号 大台町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。さきほど可決されました発議第1号 大台町議会議員の定数を定める条例によりまして、大台町議会議員の定数が2人削減され14となりますことから、本条例の一部改正を行うものでございます。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

さきほど条例が可決されたことに伴いまして、委員会の定数も削減されるということで、8人から7人ということになりますが、この減数することは、この委員会活動の機能低下につながるというふうに私は考ますので、反対をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

議長(中西 康雄君)

しばらく休憩します。

再開は11時15分といたします。

なお、再開のあと第1日目の一般質問を昼までに1人行っていただきます。よろしく。

(午前 11時 03分)

議長(中西 康雄君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 11時 15分)

一般質問

議長(中西 康雄君)

日程第23「一般質問」を行います。